

議案第 33 号

交野市立図書館条例の一部を改正する条例について

交野市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 8 年 6 月 4 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 図書館運営及び環境整備に幅広い意見を反映させるべく、図書館協議会委員の任命基準等を改定したいため。

交野市立図書館条例の一部を改正する条例案

交野市立図書館条例の一部を改正する条例

交野市立図書館条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「17人」を「12人」に改め、同条第3項中「学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験を有する者のうちから、」を「次に掲げる者の中から」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在任する交野市図書館協議会の委員（次項において「在任委員」という。）の任期が満了するまでの間における委員の定数については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後、改正後の第4条第3項の規定により新たに任命された交野市図書館協議会の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、在任委員の任期の残任期間と同一の期間とする。